

第 78 号議案

豊後大野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

豊後大野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 8 月 30 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 25 年法律第 179 号）の一部改正に伴い、選挙長等の報酬の上限額を引き上げたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「10,600 円」を「10,800 円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12,600 円」を「12,800 円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,100 円」を「11,300 円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,700 円」を「10,900 円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,500 円」を「9,600 円」に改め、同表開票管理者の項中「10,600 円」を「10,800 円」に改め、同表開票立会人の項及び選挙立会人の項中「8,800 円」を「8,900 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。